

日 銀 業 第 430 号  
2022 年 9 月 28 日

オ ン ラ イ ン 取 引 先 御 中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」  
の一部改正に関する件

日本銀行では、外国中央銀行等のために受入を行う預り金（以下「海外預り金」といいます。）に関する事務について、外国中央銀行等からのMX電文<sup>(注1)</sup>を受信することとなること等に伴い、標記規程を別紙のとおり改正し、2022年11月21日から実施することとしましたので、通知します。

なお、MX電文の取扱いの開始に伴い、現在、標記規程IV. に規定している次に掲げる事項等については、新たに制定した「海外預り金勘定にかかる引落入金等に関する事務取扱細則」に規定しております<sup>(注2)</sup>。

1. オンライン取引先が日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」といいます。）を利用して海外預り金に関する引落入金を依頼する場合の細部取扱いについて
2. 日本銀行が外国中央銀行等からの依頼に基づき当座勘定に入金する場合における日銀ネット電文の設定内容について

また、海外預り金関係のMX電文への移行につきましては、これまで公表している通知<sup>(注3)</sup>をあわせてご参照ください。

(注1) S W I F Tが国際送金で使用される電文として現行のMT電文からの移行を予定

している ISO 20022 電文をいいます。

(注2) 「「海外預り金勘定にかかる引落入金等に関する事務取扱細則」の制定に関する件」(2022年9月26日付日銀業第429号)をあわせて参照してください。同細則は、日本銀行本店を勘定店とするオンライン取引先を対象とするものです。

(注3) 日本銀行ホームページの「業務上の事務連絡」の「新着情報」および「日銀ネット関連」中の「通知類(留意事項等)」、<https://www5.boj.or.jp/bojnet/nettuuchi.htm>に掲載しています。

- ① 「日本銀行が外国中央銀行等のために受入を行う預り金に関する事務における日銀ネット電文の入力・設定内容等について」(2021年9月30日付日銀業第506号)
- ② 「日本銀行が外国中央銀行等のために受入を行う預り金に関する事務におけるオンライン取引先向け電文の設定内容等について」(2021年12月23日付日銀業第646号)
- ③ 「日本銀行が外国中央銀行等のために受入を行う預り金に関する事務におけるオンライン取引先向け電文の設定内容等について(一部変更)」(2022年2月28日付日銀業第56号)
- ④ 「日本銀行が外国中央銀行等のために受入を行う預り金に関する事務のMX電文への移行にかかる準備等について」(2022年5月31日付日銀業第214号)

以 上

**【本件に関する照会先】**

日本銀行業務局総務課営業・国債業務企画グループ

電子メール [post.od25@boj.or.jp](mailto:post.od25@boj.or.jp)

—— 本件に関する照会の場合の電子メールの件名は、「海外預り金関係規程に関する質問の件」と記載してください。